

令和5年度長岡市保健事業支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度 長岡市保健事業支援業務

2 業務委託の目的

長岡市国民健康保険において平成30年3月に策定された「第2期データヘルス計画」に基づき、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、P D C Aサイクルに沿った保健事業を実施している。

また、令和4年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」にも取組んでおり、国保及び後期高齢者の保健事業を継続的かつ効率的に実施することが求められる。

本事業は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」にかかる健診・医療・介護データ等を用いた地域の健康状態の分析及び受診勧奨、また国民健康保険「第2期データヘルス計画」にかかる健診未受診者勧奨、未治療者への受診勧奨、特定保健指導及び糖尿病性腎症ハイリスク者への保健指導について、同一データを用いて効果的かつ効率的に実施することを目的とするもの

3 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 保健事業支援業務種別

長岡市第2期データヘルス計画及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する基本方針に基づき、保健事業におけるP D C Aをデータ構築から、データ分析、施策の実行、検証まで総合的な支援を行う。

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する分析

国保及び後期の健診及びレセプトデータ、介護データ等を活用した分析を行い、地区ごと（31地区）の地域カルテを作成する。

(2) 受診勧奨支援業務

以下の対象者についてデータを用いた抽出作業、通知作成及び効果測定を行う。対象者に行動変容を起こさせるよう版面を工夫する。

ア 特定健診未受診者（国保）

全2回 合計 38,000通

イ 健診異常値放置者（国保・後期）

国保：全4回 合計 600通 後期：全2回 合計 300通

ウ 治療中断者（国保）

全2回 合計 300通

エ H b A 1 c 高値放置者（国保）

全1回 100通

(3) 特定保健指導利用勧奨業務

電話による利用勧奨業務（対象約600人）

(4) オンライン保健指導業務

対象者の利便性を考慮し、夜間や休日も対応できる体制をとる。またアプリ等を活用し継続的な自己管理が行えるよう支援を行う。

ア オンライン保健指導

（ア）特定保健指導（積極的支援10人、動機付け支援15人）

(イ)糖尿病性腎症ハイリスク者への保健指導

糖尿病性腎症重症化予防プログラム該当者へ保健指導 10名

5 保健事業支援業務内容（以下、長岡市を「甲」、受託者を「乙」とする）

本業務内容に関して発生する一切の費用は委託料に含まれるものとする。なお、下記の業務にあたっては国（厚生労働省等）の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた医学的知見に基づき行うこと。

(1) 業務計画の作成

契約締結後、受診勧奨対象者データの納品や分析期間、オンライン保健指導環境構築等に関するスケジュールを記載した業務計画を作成し、甲の了解を得る。

(2) データベースの構築

乙は甲の提供するデータを毎月更新して統合し、データベースを構築する。

ア 甲の提供する特定健診等データ、レセプトデータ、被保険者マスターから、被保険者一人ひとりの健診結果、ICD10分類及び標準病名・診療区分・診療行為・使用薬剤等を紐づけする。

イ 一人の患者が異なる医療機関にて受診した場合にも、同一患者と認識して時系列で受診行動が把握できるようにし、主傷病以外の病名や未コード傷病にも対応可能な精度の高いデータベースとする。

ウ データの提供

甲が提供するデータは全て電子データとし、紙媒体のデータを含まない。

(ア) 契約時に提供するデータ

種類	データの範囲 データ量
a 特定健診データ	平成29年度から最新分 年間受診者 約16,000人
b 後期高齢者健診データ	平成29年度から最新分 年間受診者 約12,000人
c レセプトデータ（国保・後期）	平成29年度から最新分 国保：約7万件/月 後期：約9万件/月
d 被保険者マスター	
e KDBシステム帳票	平成29年度から令和4年度分 csvデータ形式
f その他	業務実績等Excelデータ等 その他協議の上提供する

(イ)毎月提供するデータ

甲は、(ア)のa、b、cのデータのうち最新分を毎月更新し、受託者へ提供する。その他、分析に必要となるものについては、別途協議する。

エ データの提供方法及び保護

(ア)乙は、レセプト等機密書類を甲の指定する方法で直接送付し、引き渡すものとする。これを証するため、乙は受領の連絡をメールにて行う。

(イ)本業務の搬送には、運送会社の「貴重品取扱、セキュリティ便」等又は、甲の指定する「オンライン授受システム」を使用するも

のとする。
(3) 保健事業支援業務 別記1各業務仕様書参照

6 通知物の作成

4(2) ア～エに関する通知物については5(2)のデータベースを活用し別記各業務仕様書に記載のとおり対象者を抽出したのち、下記の通り作成すること

(1) 対象者リストの提示

納品勧奨対象者の宛名抽出については、最新の住基・国保資格・除外条件（健診予約者、人間ドック受診者、勧奨拒否者、その他甲が指示をする内容）などを考慮した抽出を行うこと。また、勧奨対象者リストを作成し、甲の確認を得たうえで決定する。勧奨対象者リストは勧奨通知発送直前の抜き取りでも利用することを考慮された内容とすること。

(2) 版面作成

版面作成にあたって甲と相談の上決定することとし、校正は3回程度とすること。

(3) 納品

納品は対象者抽出日より4週間程度とすることとし、甲の指定する場所へ納品する。

(4) 効果測定

効果測定について、前年度実施分を令和5年9月、当該年度実施分を令和6年3月に作成し納品すること。対象者の属性及び甲が提供した勧奨方法（訪問、電話等）によるそれぞれの受診率（医療、健診）を算出すること。

7 業務の実績報告と成果物等の納入

業務名	報告書・成果物	納期
全体にかかるもの	① 事業にかかる詳細なスケジュール表 ② 業務に関する会議及び協議を行った際はその会議録 ③ 業務着手届 ④ 業務履行届	契約締結後1か月以内 実施日より2週間以内
4(1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関わる分析業務	① 41地区地域カルテ 電子媒体(CD-R)：1部(Excel形式又はWord形式又はPowerPoint形式及びPDF形式) 紙媒体：各地区5部 ② 市全体及び地域の健康課題の分析 ③ 分析の過程で得られた統計資料、グラフ、図表等 電子媒体(CD-R)：1部(Excel形式)	令和5年12月
4(2)受診勧奨支援業務	① 処理要件書 ② 事前集計表 ③ 勧奨対象者リスト ④ 勧奨通知	抽出前 抽出後 各事業納品時 各事業納品時

		⑤ 勧奨結果報告書	前年度分： 令和5年9月 当該年度分： 令和6年3月
4(3) 特定保健指導利用勧奨業務		①案内チラシ 2,000部 ②支援進捗状況報告書	令和5年6月末 毎月末締め翌月10日まで
4(4) オンライン保健指導	ア 特定保健指導	個人記録：「健診・特定保健指導の円滑な実施にむけた手引き」に示されている「特定保健指導支援計画及び実施報告書」の内容を含む個人記録を作成し、実績評価後又は脱落確定後に提出する ④指導結果：厚生労働省の定める電子的標準様式(XML形式)	毎月末締め翌月10日まで（実施があった月のみ）
	イ 糖尿病性腎症ハイリスク者	①利用勧奨チラシ 2,000部 ②実施報告書	①令和5年7月 ②毎月末締め翌月10日まで (実施があった月のみ)

8 その他

- (1) 本業務に係る経費は、原則として全て契約代金に含めるものとする。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。